（別表）

R9年度審査

【基本指数】（父母共にいずれか一つに該当）

状況			父	母
就労	外勤・自営業・農業	160時間以上	15	15
		140時間以上～160時間未満	14	14
		120時間以上～140時間未満	13	13
		100時間以上～120時間未満	12	12
		80時間以上～100時間未満	11	11
		60時間以上～80時間未満	10	10
	内職	160時間以上	11	11
		140時間以上～160時間未満	10	10
		120時間以上～140時間未満	9	9
		100時間以上～120時間未満	8	8
		80時間以上～100時間未満	7	7
		60時間以上～80時間未満	6	6
出産	出産月及び前後2月の合計5月まで			15
疾病・障害	疾病入院		16	16
	居宅内療養	常時臥床（おおむね1ヶ月以上）	15	15
		精神・感染症等の病気による安静加療	16	16
		通院加療中	12	12
		その他	6	6
	障害	身体・精神障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ、A－1・A－2程度	16	16
		身体・精神障害者手帳3級、療育手帳B－1程度	15	15
		身体・精神障害者手帳4級以下、療育手帳がB－2程度	14	14
看護等	入院・施設等の付添	常時付添	15	15
		その他	6	6
	在宅看護	全看護を必要とする場合（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ、A－1、A－2、要介護3～5程度の者の看護）	11	11
		一部看護を必要とする場合（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B－1、要介護1～2程度の者の看護）	10	10
		その他（身体障害者手帳5級以下、療育手帳B－2、要支援1～2程度の者の看護）	9	9
災害	震災、風水害、火災等により家屋が損傷を受け、復旧にあたっている		16	16
求職	求職中		3	3
就学	1カ月に通学している日数が20日以上の場合		13	13
	1カ月に通学している日数が15日以上の場合		11	11
	上記以外の場合		9	9
不在	死亡・離婚・未婚・拘禁・行方不明・離婚調停中の別居等		16	16

（基本指数について）
1　基本指数は父母それぞれ1つ適用する。複数の区分に該当する場合は、最も高い指数を適用する。
2　労働時間には、休憩時間を含める。

【調整指数①】（世帯状況に応じていずれか一つに該当）

No	状況	指数
市内在住者及び転入予定がある市外在住者		
1	認可保育施設在籍者による転所申請	250
2	新規申請	180
3	新規申請（育休延長許容者）	0
転入予定が無い市外在住者		
4	認可保育施設在籍者による転所申請	100
5	新規申請	30

1　従業員枠で認可保育施設に在籍している場合は、利用調整を行っていないため、新規申請とする。
2　No.3は、申請書のその他②の記載に基づき、指数をつける。
3　4月入所審査に限り、利用する認可保育施設を年齢制限により継続不可能なNo.1転所申請者は、+30加点を行う。

【調整指数②】（育休延長希望を除く新規申請時のみ該当項目を選択）

1　児童の状況

No	状況	指数
1	児童が障害を有する場合	5
2	兄弟姉妹同時申し込み	1
3	託児所のない勤務先へ帯同	9
4	親族以外が保育をする場合	4
5	幼稚園、認可外保育施設等利用中	12
6	一時預かり事業利用中	8
7	託児所のある勤務先へ帯同	8

1　No.1は、当該児童の障がい者手帳等の写しが提出された場合に加点を行う。
2　No.3.4は、申請書の記載内容に基づき加点を行う。
3　No.5の認可外保育施設等には、県により確認できる企業主導型保育事業と認可外保育施設補助対象施設を指し、契約書や在籍証明書、申請時点で6ヵ月以内に月極で施設利用をしたことが証明できる領収書等が提出された場合に加点を行う。（一時預かり的な利用と確認できる場合は、No.6の加点の対象とする）
また、幼稚園については、申請書の記載内容に基づき加点を行う。
4　No.6.7は、申請時点で6ヵ月以内に施設利用をしたことが証明できる領収書等が提出された場合に加点を行う。
5　No.3～7は、複数の項目に該当する場合、最も高い指数の一つだけ加点を行う。
6　No.3.4.6.7は、「3　家庭環境等」の「No.2　産後休暇・育児休業明けによる職場復帰」に該当する場合は加点を行わない。
7　No.5に該当する場合、「3　家庭環境等」の「No.2　産後休暇・育児休業明けによる職場復帰」の加点は行わない。

2　同居する65歳未満の祖父母の状況

No	状況	指数
1	保育の必要性を証する書類の提出がない場合	−4

3　家庭環境等

No	状況	指数
1	ひとり親世帯	8
2	産後休暇・育児休業明けによる職場復帰	10
3	ひとり親世帯に準ずる世帯（単身赴任、長期入院等）	6
4	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	3
5	兄弟姉妹が2,3号認定で認可保育施設在籍中	8
6	就労先が内定している	−2
7	内定辞退あり（当該年度内に限る）	−4

1　No.2は、就労（内定）証明書に該当する期間の記載がある場合に加点を行うが、「1　児童の状況」の「No.5　幼稚園、認可外保育施設等利用中」に該当する場合は加点を行わない。
2　No.3の単身赴任は、申請書に記載があり、就労（内定）証明書から単身赴任であることが確認できる場合に加点を行う。
3　No.3の長期入院は、申請書に記載があり、診断書等から入院期間中であることが確認できる場合に加点を行う。
4　No.4は、申請書に記載があり、保護決定（変更）通知書が添付されている場合に加点を行う。
5　No.5は、入所（園）希望月に在籍している場合に加点を行う。
6　No.6は、就労（内定）証明書の雇用開始日が証明日より後の日付の場合に減点を行う。減点をなくすためには、就労を開始した後に　改めて就労（内定）証
明書の提出が必要となる。
7　No.7は、内定通知発送後に内定辞退の申し出があった場合に減点を行う。

【その他】（新規申請時のみ考慮する）

No	状況	指数
1	市内の認可保育施設で勤務する／勤務しようとする保育士・保育教諭	指数に関わらず最優先とする
2	市内の認可外保育施設・幼稚園で勤務する／勤務しようとする保育士・保育教諭・幼稚園教諭	
3	児童相談所から入所（園）依頼のあった者	
4	放置・虐待・DVのおそれがある、里親委託が行われているなど社会的養護が必要な場合	
5	その他上記1～4に類するケース	

1　No.1.2の保育施設は、市原市内の認可保育施設、県により確認できる企業主導型保育事業、認可外保育施設補助対象施設、幼稚園を指し、就労（内定）証明書から保育士等との勤務実態の有無について、有、または、有（予定）の記載がある場合に加点を行う。

最優先該当有無

※ 転所による審査の場合は、【調整指数②】、【その他】は使用せず、【基本指数】、【調整指数①】で同点となった場合には、競合表を使用して審査を行う。

合計指数